企画競争実施の公示

平成２９年４月３日

近畿地方整備局長
池田　豊人

　次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

１．業務概要

(1)業 務 名　平成２９年度社会資本情報プラットフォームの更新及び保守管理業務

(2)業務内容　本業務は、国、地方自治体等における社会資本の施設・管理情報を分野横断的に収集・整理し活用する「社会資本情報プラットフォーム」のシステム運用に係る保守管理及び更新を行うものである。

(3)履行期限　平成３０年３月３０日

２．企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしている者であること。

なお、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下、「グループ」という。）の中から本企画競争に係る代表者を選定すること。その者は、グループを代表して、本企画競争に係る連絡調整等を発注者との間で行うものとする。その際、グループを構成する全ての者が以下の参加資格要件に適合している必要がある。

また、共同提案を行う際には、企画提案書提出時に企画競争共同提案体協定書を添付すること。

(1)　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(2)　平成２８・２９・３０年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。

(3)　企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4)　業務実績に関する要件

企画提案書を提出する者は、平成１９年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（再委託による業務実績は含まない）において、１件以上の実績を有していること。

同種業務：社会資本のデータベースの更新に関する業務

類似業務：社会資本のデータベースの調査検討に関する業務

(5)　配置予定管理技術者については、下記のいずれかの資格を有すること。
なお、実務経験の内容は下記を参照のこと。

１）必要とする資格

①技術士（総合技術監理部門（情報工学又は電気電子の選択科目に限る)、情報工学部門、電気電子部門）または情報処理技術者（ST/SA/PM/NW/DB/ES/SC/SM/AU）及び旧資格の同等レベル。

②情報処理技術者（応用情報技術者）及び旧資格の同等レベル。

２）実務経験

下記に示される同種又は類似業務について､平成１９年度以降に完了した業務(再委託による業務の実績は含まない）において１件以上の実績を有すること。なお、管理技術者及び担当技術者の実績とし、照査技術者は含まないものとする。

同種業務：社会資本のデータベースの更新に関する業務

類似業務：社会資本のデータベースの調査検討に関する業務

(6)配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

配置予定管理技術者は、他業務の主たる担当者等を兼務することが出来るが、兼務する場合は、公示日現在の上記２．(5)に示す同種又は類似業務（国土交通省以外の発注者（民間、国内外を問わない）を含む）のうち、契約金額が５００万円以上の業務の全ての手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。また、手持ち業務が複数年契約の業務である場合は、当該年度の履行高予定額（年割額）とする。）は、４億円未満かつ１０件以下であること。

(7)　会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。

(8) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

３．手続等

(1)　担当部局

〒５４０－８５８６　大阪府大阪市中央区大手前１－５－４４
大阪合同庁舎第一号館

近畿地方整備局　総務部　契約課　購買第二係

電話０６－６９４２－１１４１　　FAX　０６－６９４３－７８３４

(2)　説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成２９年４月３日から平成２９年４月１４日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、９時３０分から１６時００分まで

場所：３．(1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は３．(1)に問い合わせること。

(3)　企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成２９年４月１４日１６時００分

場所：３．(1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

(4)　企画提案に関するヒアリングの有無　　　無

４．その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　関連情報を入手するための照会窓口　３．(1)に同じ。

(3)　企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

(4)　提出された企画提案書は、当該提出者に無断で２次的な使用は行わない。

(5)　企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6)　特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7)　提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8)　その他の詳細は説明書による。